**福祉環境委員会記録**

令和6年9月11日（水）

9時59分～10時41分

全員協議会室

全員協議会室

【委　員】~~三浦委員長~~、肥後副委員長、

柳楽委員、串﨑委員、上野委員、布施委員、川神委員

【議　長・委員外議員】

【執行部】砂川副市長

〔健康福祉部〕久保健康福祉部長、椋木健康医療対策課長、小林保険年金課長、

〔上下水道部〕佐々木上下水道部長、右田水道管理課長、谷口工務課長

【事務局】下間局長、久保田書記

議　題

1　請願審査

　 ⑴　請願第12号　訪問介護の基本報酬引き下げ撤回等と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出について

（継続審査）

**【賛成全員　採択】**

2　議案第49号　浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

**【全会一致　可決】**

3　議案第52号　島根県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

**【全会一致　可決】**

4　執行部報告事項

⑴　水道施設用地に係る調査の経過報告について 【水道管理課】

⑵　その他

（配布物）

・浜田市人口状況（R6.5月末～R6.7月末現在） 【総合窓口課】

5　その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

〔　9 時 59 分　開議　〕

○肥後副委員長

ただいまから福祉環境委員会を開会する。出席委員は6名で定足数に達している。なお、三浦委員長から欠席届が出されている。それではレジュメに沿って進める。

1　請願審査

⑴　請願第12号　訪問介護の基本報酬引き下げ撤回等と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出について（継続審査）

○肥後副委員長

委員から審査の参考とするため、紹介議員や執行部に確認したい点はあるか。

○柳楽委員

先日執行部から、広域行政組合が行われたアンケートも含めて少し話は伺ったのだが、アンケート結果も含めて訪問介護事業所に影響がどのようにあると感じているか。

○健康医療対策課長

アンケートを見て、やはり3分の2の事業所が影響ありと言っておられる。本来訪問介護サービスをして訪問介護報酬を受けるのだが、加算というのはそもそもしっかりされた事業所に付けるものが加算だという認識でおられ、加算がなければ経営が成り立たないのはどうなのかと言われた事業所もある。確かにそうだと思う。訪問介護サービスをしっかりされているのに、その報酬が引き下げられた。今回皆もご存じのように都会の大きな事業所が集合住宅併設で利用者を回ることによって訪問介護の利益率が上がった。

福祉医療機構が2022年度の経営を調べると、全国の訪問介護事業所の4割が赤字だと分かった。機構の話の中でも、やはり集合住宅を回る事業所が利益率を上げていて、中山間地の多いへき地では赤字が出ているとのことだったので、実際事業所も大変だと市も感じている。

○柳楽委員

この意見書の中で、国庫負担割合の引上げで財源確保と書かれているのだが、このことについて執行部としてはどのように考えているか。

○健康医療対策課長

この請願の趣旨をどう解釈するか私も悩んでいる。介護報酬全体の引上げであれば、国庫負担割合の引上げについても請願に値するものかと思うが、訪問介護だけの報酬のために国庫負担割合を引き上げるのは制度を複雑にするので、執行部としてはそれだけをとは思っていない。この趣旨が実際どちらを求めているのか私も分からない。最後のページでいくと訪問介護についての話から国庫負担割合の引上げと書いてあるので、そうなのかと。先ほども言ったとおり、訪問介護だけを見るのであれば国庫負担割合の引上げは複雑になるので、あまり好ましくない。

○布施委員

国庫負担割合引上げは介護報酬全体なら分かるが、訪問介護だけでは難しいという答弁だったかと思う。しかし財源としては国庫負担割合の中でいろいろ我々も負担している。介護報酬の財源がここに入っているのは確かなのだから、マクロ的に見るとそのように捉えられるが、全体から見ると財源はここからも出ていると解釈ができるのでは。

○健康医療対策課長

そのとおりである。全体から見て国庫負担の割合が出ている。ただその割合が、全体からいくと市町村の負担割合は25％だが、そこを訪問介護だけ割合を上げるという解釈になった場合は、制度が複雑になるかと思う。

○布施委員

その25％の大元は、国庫負担割合もあるし、我々が負担している介護保険料もある。全体を合わせてということか。

○健康医療対策課長

はい。

○肥後副委員長

ほかにあるか。

（　「なし」という声あり　）

ないようなのでこれから採決に入るが、採決の前に自由討議を行うべき案件があるか。

（　「なし」という声あり　）

では自由討議はなしとする。本件は前回からの継続審査の案件だが、引き続き継続審査ではなく本日結論を出す方向でよろしいか。

（　「はい」という声あり　）

では採決に入る。今回は一人ずつ意見を聞きたい。採決において「不採択」という言葉が聞き取りにくいため、賛成か反対かを発言し、その理由や補足意見があれば併せて述べてもらいたい。

○川神委員

先ほどの執行部答弁も含めて大体現状をある程度認識した。いずれにせよ訪問介護は欠かせない事業であり、その結構な部分が厳しい状況にあることも認識できた。したがってこの願意は賛同できるとして、まず賛成させていただきたい。その中で、先ほどから国庫負担割合の対象がどこなのかという話があるが、意見書等々全国の事例を見ると、訪問介護の引下げ撤回や介護報酬の引上げなどが議論になっている。私はいろいろなやり方があると思う。他市の中で今年度訪問介護報酬の改定減額を見直すという総枠の中でこの事業を継続するために見直すという意見も出ている。その辺も含めて出していく意見に関しては、熟考すべきではないかと思っている。

○柳楽委員

結論からすると賛成したい。一つ気になっていたのは国庫負担割合の引上げ部分だったのだが、これが介護保険事業全体のことを指しているのかどうかが分からない状態で、意見を付すことも考えたのだが曖昧なところがあるので、意見を付すのではなく、意見書の中に介護保険事業全体での国庫負担割合引上げという書きぶりにさせていただくと良いと思う。

また、加算が取りにくい状況もあるため、もう少し地域の実情に応じて取りやすい形にしていただくなど、これは3年に1度の改定だが、このまま待つのはかなり厳しと思うので、3年を待たずに見直してもらいたいということも併せて意見書に入れていただきたい。

○布施委員

私は基本的にこの請願については賛成である。中身を見ると、要するに介護報酬を引き上げる部分の中で、先ほど執行部に確認すると、大きな事業所は加算措置でそういった部分もできているが、中山間地域を含む地方においては介護人材の確保もできない、その要因となるのは介護報酬が低いことだとも上げられている。この部分を少しでもカバーするためには、この請願は必要だと思っている。中の文言については意見書の中で、浜田市としてこういう請願が上がっているが意見書はこういう部分を強く求めるといった意見で良いと思う。以上が賛成理由である。

○上野委員

賛成である。紹介議員でもある。私も福祉施設に関わっているが、都市部と我々中山間地では全く違う。赤字になるからやめてしまったほうが良いのだが、一人暮らしで大変困っている方にそのような無茶はいけない、何とかこれを続けてもらいたい。人材不足もある、賃金もあまり高くないということで、介護報酬全体を上げて、都市部と一緒でなく田舎は田舎で、違う目で見ていただきたい気持ちで賛成した。

○串﨑委員

広域行政組合の実態調査アンケートを見ると、29事業所中22事業所に影響があると書いてあった。大変厳しい状況だろうと感じている。この請願に対しては賛成する。

給与体系、人手不足等大変な問題があるようなので、そうしたことも含めて、先ほども少し話があったが、全体的な国庫負担割合引上げを検討しなければならないと感じた。

○肥後副委員長

皆から意見をいただいた。それでは採決に入る。

・請願第12号　訪問介護の基本報酬引き下げ撤回等と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出について（継続審査）

本請願について、採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求める。

（　挙手あり　）

挙手全員。本請願は採択とすべきものと決した。

本請願は意見書の提出を求める請願である。当委員会ですべきものと決したため、続いて意見書の提出についてお諮りする。

本会議でこの請願が採択されたら、本委員会から意見書を提案することとなる。請願者から意見書案が添付されていたが、件名を含めこの意見書案について委員から意見があればお願いする。このままの意見書案で良いか、どの部分をどのように変更するかなど、具体的に発言されたい。

○串﨑委員

内容を見ると、当然このままでも良い状況ではあるが、やはり少し、文言の最初の意見書を求めるところをもう少しスリムにしたほうが良いと感じた。一番下は先ほども少し話があったように、全体的な国庫負担割合を引き上げることが最終的には大事なので、全体的に引き上げるといった修正を加えたら良い。

○上野委員

私はこのままで良いと思う。

○布施委員

件名が非常に長い気がするので要約して、これは尾道市で採択された意見書と似ているのだが「訪問介護報酬の改定を見直し、持続的に訪問介護事業が行われるよう改善を求める意見書」としたらどうかと思っている。採択したところによって少し内容は違うが、件名は非常に短くしている。中身の介護報酬引上げについて、国庫負担金をどうこうなどこの場でやる必要はないし、中身を見てもらえばその辺を改善していけば良い。そのように文言修正すれば良い。

○柳楽委員

訪問介護事業の基本報酬引下げを、ここでは撤回とあるが、見直しということで良いかと思う。あとやはり大事なのは地域の実情に即した報酬の引上げが大事なところだと思っているので、地域の実情に即した介護報酬の引上げ再開を求めるという形が良い。

○川神委員

柳楽委員の言われた地域の実情、これは都市部と地方とで大きな格差があるので、地域の実情という文言を入れながら実態を述べることも行ったほうが良い。

タイトルに関しては他市の事例で、今年度訪問介護報酬の配当見直しということで、持続的な訪問介護事業が行われることが最も大事な趣旨なので、最終的には訪問介護報酬改定の見直しで持続的な訪問介護事業が行われることが大事だと思う。タイトルは先ほど布施委員が言われた形で、そして最後の結びは、訪問介護報酬の改善を強く要望するという形に持っていく。そういった文章にすることで、全体の細かな解釈の違いや取組の差があったとしても、着地点は訪問介護報酬の改善になるので、そういった形で結んでいくのがよろしいと思う。

○肥後副委員長

皆の意見を集約すると、国庫負担割合の引上げや、意見書の件名は少し文言を短く、尾道市を参考に少し改善されると良いとのことだった。

介護報酬見直しの状況で、国の示していることには地方と都市の格差があるので、実際には地域に応じた見直しを図る文言を入れたり、持続的に訪問介護事業が行われることが大事なので改善という言葉を使って少し訂正するというような意見だったと思う。そのような形を入れたものを今すぐ作るのは難しいので、正副委員長に一任でよろしいか。

（　「はい」という声あり　）

正副委員長で今のキーワードを入れたものを作って皆に提示してまた意見を聞くので、協力をお願いする。では、意見書案についてはいただいた意見を踏まえ、正副委員長で作成したい。案ができたら委員に確認はしていただくが、文言修正については正副委員長に一任いただくということでよろしいか。

（　「異議なし」という声あり　）

意見書については請願第12号が本会議で採択された後、委員会提案として委員長が提案することになるのでご承知おき願う。以上で請願審査を終了する。

2　議案第49号　浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○肥後副委員長

執行部から補足説明はあるか。

（　「なし」という声あり　）

委員から質疑はあるか。

○布施委員

緊急患者等の被保険者に係る保険料納付については資力の活用が可能となるまでの期間として今は原則3か月だが、それを1年としたそもそもの理由は何か。

○保険年金課長

まずこの改正が行われるに至った経緯を説明する。認知症などで判断能力が不十分かつ身寄りの有無が判明できない方が急患として医療機関を受診し、即時入院等が必要な場合などにおいて、本人の負担能力が不明である状況で生活保護の開始が決定され、後に資力があることが判明したことにより生活保護費の返還義務が発生し、予期しない支払いが請求されることがある。こうした事例が懸念されることから、負担軽減のために徴収猶予を延長することを目的とするもので、今回その他の健康保険証廃止に伴う規定の見直しと併せて改正を行うものである。

○布施委員

1年とした理由というのは、そのくらいが妥当ではないかということか。

○保険年金課長

お見込みのとおりであり、これは国の通知に基づいて行っている。

○布施委員

緊急搬送された場合、自己判断する場合と緊急車両などで、いろいろ判定基準があると思っている。ホームページなどを見ると緊急度定義というものがある。これを自分で判断できない場合は、誰がどのような判定をされて緊急とするのか。浜田市はどのようになっているか。

○保険年金課長

急患等の範囲についてだが、こちらも根拠となる厚生労働省通知の中に「急患その他緊急やむを得ない特別の理由があるもの」という文言があり、こちらが根拠となっている。これについては明確な基準があるものではなく、広義の意味での急患となる。もちろん急患については診療側、受診側で判断が分かれる場合も多くあろうと思うが、運用上は被保険者の実情に沿ったものとする予定である。

○布施委員

すぐに判断できない場合は、後の判断になるのか。

○保険年金課長

基本的には事象が発生した後に申出をいただくものなので、ご本人からの申出によってこちらで状況を十分勘案して判断させていただく。

○布施委員

徴収猶予が最長1年になっているが、これを超えて職場復帰できない、支払いがない場合についてはどのような判断になるか。

○保険年金課長

このほかに減免制度というものがある。基本的に納付が困難だと申出があった場合は、減免に該当するか確認した上で、そちらに該当しない方が徴収猶予になることが多い。そういった納付が長期で困難であり、かつ減免基準に該当される方はそちらをご案内している。

○肥後副委員長

ほかにないか。

（　「なし」という声あり　）

3　議案第52号　島根県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○肥後副委員長

執行部から補足説明はあるか。

（　「なし」という声あり　）

委員から質疑はあるか。

（　「なし」という声あり　）

4　執行部報告事項

⑴　水道施設用地に係る調査の経過報告について

○肥後副委員長

執行部から説明をお願いする。

○水道管理課長

（　以下、資料を基に説明　）

○肥後副委員長

委員から質疑はあるか。

○串﨑委員

弥栄でも33施設あるが、浜田地域の調査となればどれくらいの施設があるか。

○水道管理課長

浜田地域については150程度の施設が所在している。

○串﨑委員

大変大事なことだと思う。今の体制でできるのか。

○水道管理課長

確かにほかの業務等もあり、なかなかこればかりに係る専任者がいないので、時間を要しており大変申し訳ない状況ではあるが、できる限り早い段階で調査報告ができるように進めていきたい。

○柳楽委員

調査結果に基づく対応等の⑴で、調査未完了施設というのがある。金城が最初に調査を始められたと思うが、それでもまだ13施設が未完了である。これについては、相手方が分かりにくいなどの事情もあるのか。

○水道管理課長

確かに言われるとおり、公図等を確認していくので地権者を特定する段階にすごく時間を取っている。また、地権者を確認してもその後年数が経過しているため相続などの確認にも時間を要している状況である。できる限り早急に進めていきたい気持ちではあるので、よろしくお願いする。

○肥後副委員長

ほかにあるか。

（　「なし」という声あり　）

⑵　その他

（配布物）

・浜田市人口状況（R6.5月末～R6.7月末現在）

○肥後副委員長

配布物があるので確認されたい。その他、執行部から何かあるか。

（　「なし」という声あり　）

ではここで執行部からの報告事項について、全員協議会で報告し説明いただくものを決定するため、まず執行部の意向を確認したい。

○健康福祉部長

今回の報告事項はない。

○肥後副委員長

執行部からの報告事項はないとのことだが、執行部の意向のとおりでよろしいか。

（　「異議なし」という声あり　）

それでは今回は、全員協議会での報告はなしとする。

5　その他

○肥後副委員長

その他、執行部から何かあるか。

（　「なし」という声あり　）

委員から何かあるか。

（　「なし」という声あり　）

それではここで執行部は退席されて構わない。

（　執行部退席　）

○肥後副委員長

では議案の採決に入るが、採決を行う前に自由討議を行うか。

（　「必要なし」という声あり　）

ないようなので、執行部提出の議案2件について採決を行う。

・議案第49号　浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

（　「異議なし」という声あり　）

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

・議案第52号　島根県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

（　「異議なし」という声あり　）

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

以上で福祉環境委員会に付託された案件の審査は終了する。委員長報告については9月30日までに作成し、タブレットに入れておくので確認されたい。皆に目を通していただき、よろしければ委員長報告をその内容で行いたい。

8月30日の当委員会でお知らせしたとおり、採択した請願については付託された委員会で対応を検討することになる。今回採択した請願について、委員会として今後の対応を検討する必要があるか。

○布施委員

介護報酬の部分については、ずっと注視していかなければいけない。委員会として随時、介護報酬の引上げといったものが適切に加算されたり、地方の実情に合った引き下げを対応していくべきだという意見書も付けるので、そういったものについての調査研究を随時していくべきだと思っているがいかがか。

○川神委員

今意見があったように、この問題は大きい。訪問看護のみならず介護サービスは非常に重要な問題である。これは広域行政組合の案件でもあるが、当委員会としてもこれだけ議論をして最終的には結論を得たわけだから、委員会がこれを注視しないわけにいかない。どのような形でこれを議論するか、国も関係があるが、一番は委員会としても地元にある訪問看護施設の経営状態や意見などは、ある程度定期的に収集していく必要があると思っている。

○肥後副委員長

ほかにないか。

（　「なし」という声あり　）

今後委員会でもやはり大事なことなので、訪問介護事業のみならず、介護保険全体としても、また地元事業者としても経営状況等を調べるなど、実情に即したことを委員会としても関わっていけるようにしたい。

最後になるが、各自の請願に対する表決の記載を本日中にタブレットに必ず入力されたい。

以上で福祉環境委員会を終了する。

〔　10 時 41 分　閉議　〕

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

　　　　　　　　　　　　　福祉環境委員会委員長　　三　浦　大　紀